4　規則第三十三条第七号の告示で定める基準（圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器、圧縮水素自動車燃料装置用容器、国際圧縮水素自動車燃料装置用容器、圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器及び圧縮水素運送自動車用容器を再検査する検査設備に係るものに限る。）は、次の各号に定めるものとする。

一～三　［略］

四　漏えい試験のための設備は、次に掲げるものとする。

イ　［略］

ロ　最高充塡圧力が三十五メガパスカル以下の圧縮水素自動車燃料装置用容器、国際圧縮水素自動車燃料装置用容器、圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器及び圧縮水素運送自動車用容器にあっては、水素の濃度が〇・一パーセント以下まで検出できるガス検知器又はガス漏えい検知液及び塗布のための器具

ハ　最高充塡圧力が三十五メガパスカルを超える圧縮水素自動車燃料装置用容器、国際圧縮水素自動車燃料装置用容器、圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器及び圧縮水素運送自動車用容器にあっては、水素の濃度が〇・〇三パーセント以下まで検出できるガス検知器

ニ　［略］

5・6　［略］

7　規則第三十三条第七号の告示で定める基準（圧縮天然ガス自動車燃料装置用附属品、圧縮水素自動車燃料装置用附属品、国際圧縮水素自動車燃料装置用附属品、圧縮水素二輪自動車燃料装置用附属品及び圧縮水素運送自動車用附属品を再検査する検査設備に係るものに限る。）は、漏えい試験のための設備について第四項第四号の例による。

8　［略］

（容器再検査に合格した容器の刻印等）

第三十二条　規則第三十七条第二項第三号の告示に定める証票は、様式第四（低充塡サイクル圧縮水素自動車燃料装置用容器にあっては様式第四の二、国際圧縮水素自動車燃料装置用容器及び圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器にあっては様式第四の三、低充塡サイクル国際圧縮水素自動車燃料装置用容器にあっては様式第四の四）に定める容器再検査合格証票とし、これを燃料充塡口近傍へ貼付するものとする。

（附属品再検査に合格した附属品の刻印等）

第三十三条　規則第三十八条第一項ただし書の告示に定める方式は、薄板に刻印したものを取れないように附属品の見やすい箇所に溶接をし、はんだ付けをし、又はろう付けをする方式とする。ただし、圧縮天然ガス自動車燃料装置用附属品、圧縮水素自動車燃料装置用附属品、国際圧縮水素自動車燃料装置用附属品、圧縮水素二輪自動車燃料装置用附属品及び液化天然ガス自動車燃料装置用附属品にあっては前条による容器に係る証票の貼付をもって、圧縮水素運送自動車用附属品にあってはアルミニウム箔に刻印したものを当該附属品が装置されている容器に貼付することをもってこれに代えることができる。

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

4　規則第三十三条第七号の告示で定める基準（圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器、圧縮水素自動車燃料装置用容器、国際圧縮水素自動車燃料装置用容器及び圧縮水素運送自動車用容器を再検査する検査設備に係るものに限る。）は、次の各号に定めるものとする。

一～三　［略］

四　漏えい試験のための設備は、次に掲げるものとする。

イ　［略］

ロ　最高充塡圧力が三十五メガパスカル以下の圧縮水素自動車燃料装置用容器、国際圧縮水素自動車燃料装置用容器及び圧縮水素運送自動車用容器にあっては、水素の濃度が〇・一パーセント以下まで検出できるガス検知器又はガス漏えい検知液及び塗布のための器具

ハ　最高充塡圧力が三十五メガパスカルを超える圧縮水素自動車燃料装置用容器、国際圧縮水素自動車燃料装置用容器及び圧縮水素運送自動車用容器にあっては、水素の濃度が〇・〇三パーセント以下まで検出できるガス検知器

ニ　［略］

5・6　［略］

7　規則第三十三条第七号の告示で定める基準（圧縮天然ガス自動車燃料装置用附属品、圧縮水素自動車燃料装置用附属品、国際圧縮水素自動車燃料装置用附属品及び圧縮水素運送自動車用附属品を再検査する検査設備に係るものに限る。）は、漏えい試験のための設備について第四項第四号の例による。

8　［略］

（容器再検査に合格した容器の刻印等）

第三十二条　規則第三十七条第二項第三号の告示に定める証票は、様式第四（低充塡サイクル圧縮水素自動車燃料装置用容器にあっては様式第四の二、国際圧縮水素自動車燃料装置用容器及び圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器にあっては様式第四の三、低充塡サイクル国際圧縮水素自動車燃料装置用容器にあっては様式第四の四）に定める容器再検査合格証票とし、これを燃料充塡口近傍へ貼付するものとする。

（附属品再検査に合格した附属品の刻印等）

第三十三条　規則第三十八条第一項ただし書の告示に定める方式は、薄板に刻印したものを取れないように附属品の見やすい箇所に溶接をし、はんだ付けをし、又はろう付けをする方式とする。ただし、圧縮天然ガス自動車燃料装置用附属品、圧縮水素自動車燃料装置用附属品、国際圧縮水素自動車燃料装置用附属品、圧縮水素二輪自動車燃料装置用附属品及び液化天然ガス自動車燃料装置用附属品にあっては前条による容器に係る証票の貼付をもって、圧縮水素運送自動車用附属品にあってはアルミニウム箔に刻印したものを当該附属品が装置されている容器に貼付することをもってこれに代えることができる。